

未来

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4504
24年12月6日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

おはようございます。

今年、正社員登用試験の合格発表が予定されています。郵政ユニオンは希望者全員の正社員化を求めています。

毎年この時期に「郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請書名」のご協力を求めています。署名は2009年からの累計で40万1853筆に達しています。

これは、多くの組合員や賛同して広げてくれた労組の仲間の力によるものです。今回も来年2月末までとくみ、25春闘時に日本郵政本社に提出する予定です。

私たちの職場では、多くの非正規社員が事業に不可欠な労働力として働いています。しかし社員全体の約4割が非正規雇用で正社員同様に働いて

郵政に働く非正規社員の正社員化を求める署名にご協力をお願いします

郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名

日本郵政グループ各社では約16万3千人(23年度末)の非正規社員が、事業に不可欠な社員として働いています。

郵政労契法20条裁判最高裁判決は2020年10月15日に夏期・冬期休暇、有給の病気休暇を非正規社員に与えないことは不合理な格差と認定し、無期転換社員＝アソシエイト社員に有給の病気休暇制度が実現しました。しかし、有期雇用社員には適用されておらず、全ての非正規社員が有給の病気休暇を取得できる制度の実現と日数での格差是正など、最高裁判決を職場に活かすためには課題が山積しています。

また、同一労働同一賃金のガイドラインには「労働者の貢献に応じて支給するものについて、また一定の相違がある場合はその相違に応じた賞与を支給すべき」とあります。正社員との大きな年収格差となっている賞与も是正を行うべきです。

2018年の通常国会の審議でも、加藤厚労大臣(当時)は「同一労働同一賃金の目的は非正規雇用労働者の待遇の改善であり、不合理に低くなっている方の待遇の改善を図るわけである」と答弁しています(2018年5月16日衆議院厚生労働委員会での答弁、同年5月23日同委員会でも同趣旨の答弁)。

また、旧労契法20条及びパート有期労働法8条でも、時給制契約社員等の労働条件を改善することを目的に立法化されています。

引き続き物価高騰は暮らしを直撃しています。実質賃金は下がり続け、厳しい生活を強いられ多くの非正規社員が苦しんでいます。全社員約37万5千人のうち44%を超える非正規社員を雇用する企業として、均等待遇と全ての希望する非正規社員の正規社員への転換を求め、将来に渡って希望を持ち続けられるよう下記の要請項目の実現を強く求めます。

(要請項目)

1. 無期転換社員＝アソシエイト社員を転換後2年で、希望者全員を正社員へ採用(登用)すること
2. 正社員への採用(登用)は、勤続年数を重視し公正・公平に行うとともに、登用数を大幅に拡大すること
3. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1500円以上にすること
4. 正社員との格差がある賞与(一時金)、諸手当、福利厚生などを是正すること

郵政労契法20条裁判は、最高裁判決で6つの手当てと病気休暇を勝ち取りました。条件付きとはいえ、勤続3年で雇用



いるにもかかわらず、処遇面では正社員との間に大きな格差が存在します。

を無期に転換する制度の導入は、郵政ユニオンも参加する「郵政全国共同会議」による運動の成果です。しかし会社は制度変更などで、揺り戻しを行っています。

- ① 無期転換後、2年でア

- ② 正社員登用は勤続年数を重視して公正、公平に行い登用数を大幅に拡大すること
- ③ 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1500円以上にすること
- ④ 正社員との格差が大きい賞与や諸手当、福利厚生などを是正すること

非正規社員の処遇を改善し、安心して働き続けられる職場づくりのためにも要請書名へのご協力をお願いします。



4つです。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めいめい、均等待遇、なごみ差別！

ユニオンは労契法裁判に勝利した！

